

国家税務総局

非居住者企業の間接財産譲渡の企業所得税の若干問題に関する公告

中国課税財産を間接譲渡する際の課税条件が明確化

トランザクションバンキング部

2015年2月3日付で、国家税務総局は「非居住者企業の間接財産譲渡の企業所得税の若干問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第7号、以下略称「7号公告」)を公布、公布日より施行されています。

「7号公告」は、租税回避を目的とした取引に対してクロスボーダーでも徴税管理を行うもので、域外での中国課税財産の譲渡が間接譲渡であっても、「合理的商業目的を有しない」「租税回避を目的とする」と判断された場合、譲渡される中国課税財産が直接譲渡と見做されて中国国内で課税される条件を明確に規定したものです。

1. 「698号通知」をバージョンアップした「7号公告」

間接譲渡に関しては、2009年12月10日に「国家税務総局の非居住者企業の持分譲渡所得の企業所得税管理強化に関する通知」(国税函[2009]698号、以下略称「698号通知」)が公布されています。その「698号通知」の全体的なバージョンアップを図ったものが「7号公告」であり、中国課税財産の対象が拡大されることで課税される可能性のある間接譲渡の範囲が拡大している、等の変更点があります。

【図表1:「7号通知」で変更・明確にされた内容】

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 間接譲渡される財産(中国課税財産)の対象の拡大：中国域内の機構・場所の財産(PEに属する財産)、中国域内不動産、中国居住者企業の権益性投資資産 ✓ 中国課税財産の間接譲渡の定義の明確化:非居住者企業が直接・間接的に中国課税財産を所有する域外企業の持分およびその他類似権益の譲渡を通じて、中国課税財産の直接譲渡と同一・同等の結果を生む取引 ✓ 「合理的商業目的」の判断基準 ✓ 持分譲渡事項の報告者 ✓ 管轄する税務機関 ✓ 納税申告期限と利息計算方法 	<p>(持分の間接譲渡の一例)</p> <p>中国居住者企業に直接出資せず、香港等に設立した域外企業から出資する形態をとっている会社が、域外企業の持分を譲渡する取引</p> <p><イメージ図(持分における一例)></p>
--	---

2. 明確化された「合理的商業目的」の判断基準

まず、間接譲渡を行っても中国国内で課税されない場合について明確に規定されています。

<以下状況に一つでも合致する場合、中国内で課税されない>

- ✓ 非居住者企業が公開市場で同一上場域外企業の持分を買入れ、あわせて売却して取得した中国課税財産の間接譲渡所得
- ✓ 非居住者企業が中国課税財産を直接保有し譲渡する状況において、税収協定あるいは取り決めの規定に基づき、当該財産の譲渡所得が中国の企業所得税の免除を受ける場合

次に、間接譲渡が中国内での直接譲渡と見做され課税される場合については、「698号通知」では域外での税負担が12.5%以下という報告基準が規定されていましたが、「7号公告」では「合理的商業目的」の判断材料を基に、「合理的商業目的」を有しないと判断された場合には、企業所得税が課税されることになります。

<「698号通知」第5条で規定されている中国での当局への報告基準>

- ✓ 譲受側の所在国での実際の税負担が12.5%を下回る
- ✓ その居住者の国外所得が所得税を徴収されない

⇒「7号公告」の公布により第5条は廃止、より具体的な内容で判断される

【図表2:「7号公告」で規定された合理的商業目的についての認定基準】

同時に以下の条件を満たす場合 合理的商業目的を有すると認定	同時に以下の条件を満たす場合 合理的商業目的を有しないと直接認定
1) 取引双方の持分関係が以下の一つを満たす ◆ 譲渡側が譲受側の80%以上の持分を保有する ◆ 譲受側が譲渡側の80%以上の持分を保有する ◆ 譲渡側と譲受側が80%以上の持分を同一者に保有されている 2) 今回の間接譲渡取引後、再度発生する可能性のある間接譲渡取引と比べて、今回の間接譲渡取引が発生しない状況下の同一あるいは類似の間接譲渡取引において、中国所得税負担が減少しない 3) 譲受側が当該企業あるいはそれと持分関係を有する企業持分を以って全持分取引の対価を支払う	1) 域外企業持分の75%以上の価値が中国課税財産に由来する 2) 中国課税財産の間接譲渡取引発生前一年以内に域外企業資産総額の90%以上が中国域内投資により構成される、あるいは域外企業の収入の90%以上が中国域内に由来する 3) 域外企業および中国課税財産を所有する傘下企業がその経済実体を有していると証明するには足りない 4) 間接譲渡取引による域外での所得税負担が直接譲渡取引による中国での税金を下回る

3. 中国税務機関への報告

「698号通知」では、譲渡側が間接譲渡について税務機関に納税申告を行わなければならない、と規定されていましたが、「7号公告」では、関連当事者(譲渡側・譲受側・中国居住者企業)の誰が報告するかを自ら選択することができます。同時に、譲渡側の責任の軽減・免除や、納税しなかった場合の追加徴収(基準金利に5%を加えて利息を計算)についても規定されていますので、取引当事者が自身のために自主的な報告を促される形になっています。

その他にも、「698号通知」では税務総局が行っていた課税判断が、「7号公告」では地方の主管税務機関へ権限委譲されています。そして、納税申告が2つ以上の主管税務機関に及び、税務機関同士の意見が合わない場合は、上級税務機関へ報告しなければならないこと等が規定されています。

4. 最後に

中国内で課税されない場合についての明確な基準が規定されたことにより、戦略的な組織再編における間接譲渡で不測の課税が発生する可能性が減ることが期待されます。一方で、合理的な節税スキームも租税回避行為に対する管理の対象として厳格化されていくと思われますので、当該取引を行う際には十分な注意が必要です。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家税务总局</p> <p style="text-align: center;">关于非居民企业间接转让财产企业所得税若干问题的公告</p> <p style="text-align: center;">(国家税务总局公告 2015 年第 7 号)</p> <p>为进一步规范和加强非居民企业间接转让中国居民企业股权等财产的企业所得税管理，依据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称企业所得税法）及其实施条例（以下简称企业所得税法实施条例），以及《中华人民共和国税收征收管理法》（以下简称税收征管法）及其实施细则的有关规定，现就有关问题公告如下：</p> <p>一、非居民企业通过实施不具有合理商业目的的安排，间接转让中国居民企业股权等财产，规避企业所得税纳税义务的，应按照企业所得税法第四十七条的规定，重新定性该间接转让交易，确认为直接转让中国居民企业股权等财产。</p> <p>本公告所称中国居民企业股权等财产，是指非居民企业直接持有，且转让取得的所得按照中国税法规定，应在中国缴纳企业所得税的中国境内机构、场所财产，中国境内不动产，在中国居民企业的权益性投资资产等（以下简称中国应税财产）。</p> <p>间接转让中国应税财产，是指非居民企业通过转让直接或间接持有中国应税财产的境外企业（不含境外注册中国居民企业，以下简称境外企业）股权及其他类似权益（以下简称股权），产生与直接转让中国应税财产相同或相近实质结果的交易，包括非居民企业重组引起境外企业股东发生变化的情形。间接转让中国应税财产的非居民企业称股权转让方。</p> <p>二、适用本公告第一条规定的股权转让方取得的转让境外企业股权所得归属于中国应税财产的数额（以下简称间接转让中国应税财产</p>	<p style="text-align: center;">国家税務総局</p> <p style="text-align: center;">非居住者企業の間接財産譲渡の企業所得税の若干問題に関する公告</p> <p style="text-align: center;">(国家税務総局公告 2015 年第 7 号)</p> <p>非居住者企業による中国居住者企業の持分等の財産の間接譲渡における企業所得税管理を一層ルール化・強化するために、『中華人民共和国企業所得税法』（以下、企業所得税法）およびその实施条例（以下、企業所得税法实施条例）、および『中華人民共和国税收徴収管理法』（以下、税収徴収管理法）およびその実施細則の関連規定に基づき、ここに関連問題を以下の通り公告する：</p> <p>一、非居住者企業が合理的商業目的を有しない手配の実施を通じて、中国居住者企業の持分等の財産を間接譲渡し、企業所得税納税義務を回避する場合、企業所得税法第四十七条の規定に基づいて、改めて当該間接譲渡取引の性質を定め、中国居住者企業持分等の財産の直接譲渡として確認しなければならない。</p> <p>本公告でいう所の中国居住者企業の持分等の財産とは、非居住者企業が直接所有し、かつ譲渡取得した所得が中国税法規定に基づき、中国で企業所得税を納付しなければならない中国域内機構・場所の財産、中国域内不動産、中国居住者企業の權益性投資資産等（以下、中国課税財産）を指す。</p> <p>中国課税財産の間接譲渡とは、非居住者企業が直接あるいは間接的に中国課税財産を所有する域外企業（域外で登記した中国居住者企業は含まない、以下、域外企業）の持分およびその他類似權益（以下、持分）の譲渡を通じて、中国課税財産の直接譲渡と同一あるいは同等の実質結果を生む取引を指し、非居住者企業の再編が域外企業株主に変化を引き起こす状況を含む。中国課税財産を間接譲渡する非居住者企業を持分譲渡側と称する。</p> <p>二、本公告第一条規定を適用する持分譲渡側が取得した域外企業の持分を譲渡して取得した中国課税財産が帰属する金額（以下、中国課税財産の間接譲渡所得）は、以下</p>

所得), 应按以下顺序进行税务处理:

(一) 对归属于境外企业及直接或间接持有中国应税财产的下属企业在中国境内所设机构、场所财产的数额(以下称间接转让机构、场所财产所得), 应作为与所设机构、场所有实际联系的所得, 按照企业所得税法第三条第二款规定征税;

(二) 除适用本条第(一)项规定情形外, 对归属于中国境内不动产的数额(以下称间接转让不动产所得), 应作为来源于中国境内的不动产转让所得, 按照企业所得税法第三条第三款规定征税;

(三) 除适用本条第(一)项或第(二)项规定情形外, 对归属于在中国居民企业的权益性投资资产的数额(以下称间接转让股权所得), 应作为来源于中国境内的权益性投资资产转让所得, 按照企业所得税法第三条第三款规定征税。

三、判断合理商业目的, 应整体考虑与间接转让中国应税财产交易相关的所有安排, 结合实际情况综合分析以下相关因素:

(一) 境外企业股权主要价值是否直接或间接来自于中国应税财产;

(二) 境外企业资产是否主要由直接或间接在中国境内的投资构成, 或其取得的收入是否主要直接或间接来源于中国境内;

(三) 境外企业及直接或间接持有中国应税财产的下属企业实际履行的功能和承担的风险是否能够证实企业架构具有经济实质;

(四) 境外企业股东、业务模式及相关组织架构的存续时间;

(五) 间接转让中国应税财产交易在境外应缴纳所得税情况;

(六) 股权转让方间接投资、间接转让中国应税财产交易与直接投资、直接转让中国应税财产交易的可替代性;

(七) 间接转让中国应税财产所得在中国可适用的税收协定或安排情况;

(八) 其他相关因素。

順序に基づき税務処理を行わなければならない:

(一) 域外企業および中国課税財産を直接あるいは間接的に所有する参加企業が中国の域内設立機構・場所に帰属する財産の金額(以下、機構・場所の財産の間接譲渡所得)に対しては、設立機構・場所と実際に関係を有する所得として、企業所得税法第三条第二項規定に基づいて徴税しなければならない

(二) 本条第(一)項規定を適用する状況を除いて、中国域内不動産に帰属する金額(以下、間接譲渡不動産所得)に対しては、中国域内に由来する不動産譲渡所得として、企業所得税法第三条第三項規定に基づいて徴税しなければならない

(三) 本条第(一)項あるいは第(二)項規定が適用される状況を除いて、中国居住者企業の權益性投資資産に帰属する金額(以下、持分間接譲渡所得)に対しては、中国域内に由来する權益性投資資産譲渡所得として、企業所得税法第三条第三項規定に基づいて徴税しなければならない

三、合理的商業目的の判断は、中国課税財産の間接譲渡取引に関連する全般の手配を全体的に考慮し、実際の状況に結びつけて総合的に以下関連要素を分析しなければならない:

(一) 域外企業持分の主要な価値が直接あるいは間接的に中国課税財産に由来しているか否か

(二) 域外企業資産が主に直接あるいは間接的に中国域内の投資により構成されているか否か、あるいはその取得した収入が主に直接あるいは間接的に中国域内に由来するか否か

(三) 域外企業および中国課税財産を直接あるいは間接的に所有する傘下企業が実際に履行している機能と引受リスクが企業構造に経済実体を有していることを証明できるか否か

(四) 域外企業株主、業務形態および関連組織構造の存続期間

(五) 中国課税財産の間接譲渡取引の域外での所得税納付状況

(六) 持分譲渡側による中国課税財産の間接投資、間接譲渡取引と中国課税財産の直接投資、直接譲渡取引の代替の可能性

<p>四、除本公告第五条和第六条规定情形外，与间接转让中国应税财产相关的整体安排同时符合以下情形的，无需按本公告第三条进行分析和判断，应直接认定为不具有合理商业目的：</p> <p>（一）境外企业股权 75%以上价值直接或间接来自于中国应税财产；</p> <p>（二）间接转让中国应税财产交易发生前一年内任一时点，境外企业资产总额（不含现金）的 90%以上直接或间接由在中国境内的投资构成，或间接转让中国应税财产交易发生前一年内，境外企业取得收入的 90%以上直接或间接来源于中国境内；</p> <p>（三）境外企业及直接或间接持有中国应税财产的下属企业虽在所在国家（地区）登记注册，以满足法律所要求的组织形式，但实际履行的功能及承担的风险有限，不足以证实其具有经济实质；</p> <p>（四）间接转让中国应税财产交易在境外应缴所得税税负低于直接转让中国应税财产交易在中国的可能税负。</p> <p>五、与间接转让中国应税财产相关的整体安排符合以下情形之一的，不适用本公告第一条的规定：</p> <p>（一）非居民企业在公开市场买入并卖出同一上市境外企业股权取得间接转让中国应税财产所得；</p> <p>（二）在非居民企业直接持有并转让中国应税财产的情况下，按照可适用的税收协定或安排的规定，该项财产转让所得在中国可以免于缴纳企业所得税。</p> <p>六、间接转让中国应税财产同时符合以下条件的，应认定为具有合理商业目的：</p> <p>（一）交易双方的股权关系具有下列情形之</p>	<p>（七）中国課税財産所得の間接譲渡が中国で適用可能な 税収協定あるいは取り決めの状況</p> <p>（八）その他関連要素</p> <p>四、本公告第五条と第六条が規定する状況を除いて、中国課税財産の間接譲渡と関連する全般の手配が同時に以下状況に合致する場合、本公告第三条に基づき分析・判断する必要は無く、合理的商業目的を有しないと直接認定しなければならない：</p> <p>（一）域外企業持分の 75%以上の価値が直接あるいは間接的に中国課税財産に由来する</p> <p>（二）中国課税財産の間接譲渡取引発生前一年以内のいかなる時点においても、域外企業資産総額（現金は含まない）の 90%以上が直接あるいは間接的に中国域内投資により構成される、あるいは中国課税財産の間接譲渡取引発生前一年以内に、域外企業が取得する収入の 90%以上が直接あるいは間接的に中国域内に由来する</p> <p>（三）域外企業および中国課税財産を直接あるいは間接的に所有する傘下企業が所在国家（地区）で登記し、法律が要求する組織形式を満たしていても、実際の履行において機能および引受リスクに限りがあり、その経済実体を有していると証明するには足りない</p> <p>（四）中国課税財産の間接譲渡取引により域外で納税する所得税の税負担が中国課税財産の直接譲渡取引により中国で負担する可能性のある税金を下回っている</p> <p>五、中国課税財産の間接譲渡と関連する全般の手配が以下の状況に一つでも合致する場合、本公告第一条の規定を適用しない：</p> <p>（一）非居住者企業が公開市場で同一上場域外企業の持分を買入れ、あわせて売却して取得した中国課税財産の間接譲渡所得</p> <p>（二）非居住者企業が中国課税財産を直接保有し、あわせて譲渡する状況において、適用可能な税収協定あるいは取り決めの規定に基づいて、当該財産の譲渡所得は中国における企業所得税の納付を免除できる場合</p> <p>六、中国課税財産の間接譲渡と同時に以下条件に合致する場合、合理的商業目的を有すると認定しなければならない：</p>
---	---

一：

1. 股权转让方直接或间接拥有股权受让方80%以上的股权；

2. 股权受让方直接或间接拥有股权转让方80%以上的股权；

3. 股权转让方和股权受让方被同一方直接或间接拥有80%以上的股权。

境外企业股权50%以上（不含50%）价值直接或间接来自于中国境内不动产的，本条第（一）项第1、2、3目的持股比例应为100%。上述间接拥有的股权按照持股链中各企业的持股比例乘积计算。

（二）本次间接转让交易后可能再次发生的间接转让交易相比在未发生本次间接转让交易情况下的相同或类似间接转让交易，其中国所得税负担不会减少。

（三）股权受让方全部以本企业或与其具有控股关系的企业的股权（不含上市企业股权）支付股权交易对价。

七、间接转让机构、场所财产所得按照本公告规定应缴纳企业所得税的，应计入纳税义务发生之日所属纳税年度该机构、场所的所得，按照有关规定申报缴纳企业所得税。

八、间接转让不动产所得或间接转让股权所得按照本公告规定应缴纳企业所得税的，依照有关法律规定或者合同约定对股权转让方直接负有支付相关款项义务的单位或者个人为扣缴义务人。

扣缴义务人未扣缴或未足额扣缴应纳税款的，股权转让方应自纳税义务发生之日起7日内向主管税务机关申报缴纳税款，并提供与计算股权转让收益和税款相关的资料。主管税务机关应在税款入库后30日内层报税务总局备案。

扣缴义务人未扣缴，且股权转让方未缴纳应纳税款的，主管税务机关可以按照税收征管法及其实施细则相关规定追究扣缴义务人责

（一）取引双方の持分関係が以下の状況の一つを有する：

1. 持分譲渡側が直接あるいは間接的に持分譲受側の80%以上の持分を保有する

2. 持分譲受側が直接あるいは間接的に持分譲渡側の80%以上の持分を保有する

3. 持分譲渡側と持分譲受側が直接あるいは間接的に80%以上の持分を同一者に保有されている

域外企業の持分50%以上（50%を含まず）の価値が直接あるいは間接的に中国域内不動産に由来する場合、本条第（一）項第1、2、3の持分比率は100%でなければならない。上述の間接保有持分は持株関係のある各企業の持株比率に基づいて乗数計算する。

（二）今回の間接譲渡取引後、再度発生する可能性のある間接譲渡取引と比べて今回の間接譲渡取引が発生しない状況下の同一あるいは類似の間接譲渡取引において、その中国所得税負担が減少しない場合。

（三）持分譲受側が当該企業あるいはそれと持分関係を有する企業の持分（上場企業の持分を含まない）を以って全持分取引の対価を支払う場合。

七、機構・場所の財産所得の間接譲渡が本公告規定に基づいて企業所得税を納付しなければならない場合、納税義務発生日が属する納税年度の当該機構・場所の所得に計上し、関連規定に基づいて企業所得税の納税申告を行わなければならない。

八、不動産の間接譲渡所得あるいは持分の間接譲渡所得が本公告規定に基づいて企業所得税を納付しなければならない場合、関連法律規定あるいは契約の約定に照らして持分譲渡側に対して関連代金直接支払の義務を負う単位あるいは個人を源泉徴収義務者とする。

源泉徴収義務者が納付すべき税金を源泉徴収しないあるいは満額源泉徴収しない場合、持分譲渡側は納税義務発生日から7日以内に主管税務機関へ税金を申告納付し、あわせて持分譲渡収益と税金の計算に関連する資料を提出しなければならない。主管税務機関は税金入库後30日以内に税務総局へ段階的に報告して備案（届出）しなければならない。

源泉徴収義務者が源泉徴収せず、かつ持分譲渡側が納付すべき税金を納付しない場合、主管税務機関は税収徴収

<p>任；但扣缴义务人已在签订股权转让合同或协议之日起 30 日内按本公告第九条规定提交资料的，可以减轻或免除责任。</p> <p>九、间接转让中国应税财产的交易双方及被间接转让股权的中国居民企业可以向主管税务机关报告股权转让事项，并提交以下资料：</p> <p>（一）股权转让合同或协议（为外文文本的需同时附送中文译本，下同）；</p> <p>（二）股权转让前后的企业股权架构图；</p> <p>（三）境外企业及直接或间接持有中国应税财产的下属企业上两个年度财务、会计报表；</p> <p>（四）间接转让中国应税财产交易不适用本公告第一条的理由。</p> <p>十、间接转让中国应税财产的交易双方和筹划方，以及被间接转让股权的中国居民企业，应按照主管税务机关要求提供以下资料：</p> <p>（一）本公告第九条规定的资料（已提交的除外）；</p> <p>（二）有关间接转让中国应税财产交易整体安排的决策或执行过程信息；</p> <p>（三）境外企业及直接或间接持有中国应税财产的下属企业在生产经营、人员、账务、财产等方面的信息，以及内外部审计情况；</p> <p>（四）用以确定境外股权转让价款的资产评估报告及其他作价依据；</p> <p>（五）间接转让中国应税财产交易在境外应缴纳所得税情况；</p> <p>（六）与适用公告第五条和第六条有关的证据信息；</p> <p>（七）其他相关资料。</p> <p>十一、主管税务机关需对间接转让中国应税财产交易进行立案调查及调整的，应按照一般反避税的相关规定执行。</p>	<p>管理法およびその実施細則関連規定に基づいて源泉徴収義務者の責任を追及することができる。ただし源泉徴収義務者が既に持分譲渡契約あるいは協議書を締結した日から 30 日以内に本公告第九条規定に基づき資料を提出した場合、責任を減輕あるいは免除することができる。</p> <p>九、中国課税財産を間接譲渡する取引双方および持分を間接譲渡される中国居住者企業は主管税务机关へ持分譲渡事項を報告し、あわせて以下資料を提出することができる：</p> <p>（一）持分譲渡契約あるいは協議書(外国語の場合は同時に中国語訳を添付して送信することが必要、以下同様)</p> <p>（二）持分譲渡前後の企業持分構成図</p> <p>（三）域外企業および中国課税財産を直接あるいは間接的に保有する傘下企業の直近 2 年度の財務、会計報告表</p> <p>（四）中国課税財産の間接譲渡取引が本公告第一条を適用しない理由</p> <p>十、中国課税財産を間接譲渡する取引双方と企画側、および持分を間接譲渡される中国居住者企業は、主管税务机关の要求に基づいて以下資料を提出しなければならない：</p> <p>（一）本公告第九条規定の資料(既に提出した場合を除く)</p> <p>（二）中国課税財産の間接譲渡取引の全般の手配の方針決定あるいは執行過程に関する情報</p> <p>（三）域外企業および中国課税財産を直接あるいは間接的に保有する傘下企業の生産経営、人員、帳簿、財産等方面的情報、および内・外部の会計監査状況</p> <p>（四）域外持分譲渡価格の確定に用いる資産評価報告およびその他価格決定の根拠</p> <p>（五）中国課税財産の間接譲渡取引の域外での所得税納付状況</p> <p>（六）公告第五条と第六条の適用と関連する証拠情報；</p> <p>（七）その他関連資料</p> <p>十一、主管税务机关が中国課税財産の間接譲渡取引に対して立件調査および調整を行うことが必要な場合、一般反租税回避の関連規定に基づいて執行しなければならない。</p>
---	---

十二、股权转让方通过直接转让同一境外企业股权导致间接转让两项以上中国应税财产，按照本公告的规定应予征税，涉及两个以上主管税务机关的，股权转让方应分别到各所涉主管税务机关申报缴纳企业所得税。各主管税务机关应相互告知税款计算方法，取得一致意见后组织税款入库；如不能取得一致意见的，应报其共同上一级税务机关协调。

十三、股权转让方未按期或未足额申报缴纳间接转让中国应税财产所得应纳税款，扣缴义务人也未扣缴税款的，除追缴应纳税款外，还应按照企业所得税法实施条例第一百二十一、一百二十二条规定对股权转让方按日加收利息。

股权转让方自签订境外企业股权转让合同或协议之日起 30 日内提供本公告第九条规定的资料或按照本公告第七条、第八条的规定申报缴纳税款的，按企业所得税法实施条例第一百二十二条规定的基准利率计算利息；未按规定提供资料或申报缴纳税款的，按基准利率加 5 个百分点计算利息。

十四、本公告适用于在中国境内未设立机构、场所的非居民企业取得的间接转让中国应税财产所得，以及非居民企业虽设立机构、场所但取得与其所设机构、场所没有实际联系的间接转让中国应税财产所得。

股权转让方转让境外企业股权取得的所得（含间接转让中国应税财产所得）与其所设境内机构、场所有实际联系的，无须适用本公告规定，应直接按照企业所得税法第三条第二款规定征税。

十五、本公告所称纳税义务发生之日是指股权转让合同或协议生效，且境外企业完成股权变更之日。

十二、持分譲渡側が同一域外企業持分の直接譲渡を通じて 2 項目以上の中国課税財産の間接譲渡をもたらし、本公告の規定に基づいて徴税しなければならない税が、2 つ以上の主管税務機関に及ぶ場合、持分譲渡側はそれぞれ各関連する主管税務機関へ企業所得税を申告納付しなければならない。

各主管税務機関は相互に税額計算方法を告知し、一致した意見を取得した後に税金の入库を組織しなければならない。一致した意見を取得できない場合、その共同の一級上の税務機関へ報告して調整を受けなければならない。

十三、持分譲渡側が中国課税財産の間接譲渡で得た納付すべき税額を期日通りあるいは満額納付せず、源泉徴収義務者も税金を源泉徴収しなかった場合、納付すべき税額を追徴する他、企業所得税法实施条例第一百二十一、一百二十二条規定に基づいて持分譲渡側に対して日割りで利息を追加徴収しなければならない。

持分譲渡側が域外企業持分譲渡契約あるいは協議書を締結した日から 30 日以内に本公告第九条規定の資料を提出する、あるいは本公告第七条、第八条の規定に基づいて税金を申告納付する場合、企業所得税法实施条例第一百二十二条規定の基準利率に基づき利息を計算する；規定に基づき資料を提出しないあるいは税金を申告納付しない場合、基準利率に基づき 5%を加えて利息を計算する。

十四、本公告は、中国域内で機構・場所を設立していない非居住者企業が取得した中国課税財産所得の間接譲渡所得、および非居住者企業が機構・場所を設立してはいるが、その設立した機構・場所と実際の関連がない中国課税財産の間接譲渡所得に適用する。

持分譲渡側が域外企業持分を譲渡して取得した所得（中国課税財産の間接譲渡所得を含む）がその設立域内機構・場所と実際の関連がある場合、本公告規定の適用は必須ではなく、直接企業所得税法第三条第二項規定に基づいて徴税しなければならない。

十五、本公告でいう納税義務発生日とは持分譲渡契約あるいは協議書が発効し、かつ域外企業が持分変更を完了した日を指す。

<p>十六、本公告所称的主管税务机关，是指在中国应税财产被非居民企业直接持有并转让的情况下，财产转让所得应纳企业所得税税款的主管税务机关，应分别按照本公告第二条规定的三种情形确定。</p> <p>十七、本公告所称“以上”除有特别标明外均含本数。</p> <p>十八、本公告规定与税收协定不一致的，按照税收协定办理。</p> <p>十九、本公告自发布之日起施行。本公告发布前发生但未作税务处理的事项，依据本公告执行。《国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》（国税函〔2009〕698号）第五条、第六条及《国家税务总局关于非居民企业所得税管理若干问题的公告》（国家税务总局公告2011年第24号）第六条第（三）、（四）、（五）项有关内容同时废止。</p> <p>特此公告。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2015年2月3日</p>	<p>十六、本公告でいう主管税務機関とは、中国課税財産が非居住者企業により直接保有され譲渡される状況において、財産譲渡所得について企業所得税を納付しなければならない主管税務機関を指し、それぞれ本公告第二条規定の3種類の状況に基づいて確定しなければならない。</p> <p>十七、本公告でいう“以上”とは特別表記を除き、全てその数を含む。</p> <p>十八、本公告規定と税収協定が一致しない場合、税収協定に基づいて取扱う。</p> <p>十九、本公告は公布日から施行する。本公告公布前に発生したがまだ税務処理を行っていない事項は、本公告に基づき執行する。『国家税務総局の非居住者企業の持分譲渡所得の企業所得税管理強化に関する通知』（国税函〔2009〕698号）第五条、第六条および『国家税務総局の非居住者企業所得税管理の若干問題に関する公告』（国家税務総局公告2011年第24号）第六条第（三）、（四）、（五）項に関連する内容は同時に廃止する。</p> <p>ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2015年2月3日</p>
--	---

【日本語参考訳:三菱東京UFJ銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先: 山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259